

6 . 臨時の水質検査

次のような事態が発生し水質に影響を及ぼす恐れがある場合には、必要に応じて速やかに水質検査を行い水道水の安全性を確認します。

検査項目については、状況に応じて必要のある項目を検査します。

水源の水質が悪化するなど異常があったとき

浄水過程において異常があったとき

配水管の大規模な工事など、水道施設が汚染される恐れがあるとき

市民の皆様から、水質異常の検査依頼があったとき

その他、特に必要があると認められるとき

7 . 水質検査体制

本宮市の水質検査は水道法 20 条の規定を満たし厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に採水から検査まで委託し実施します。また検査機関では、厚生労働省告示に基づく検査方法で検査を行います。

なお、給水栓で行う毎日検査については市民モニターの方々に委託して行います。

8 . 水道水の放射性物質モニタリング検査

(1) 管理目標値

平成 24 年 4 月 1 日より飲料水を含む食品中の放射性物質について、食品衛生法の規定に基づき新たな基準が設定され放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137 の合計）が 10Bq/kg 以下になりました。

(2) 検査場所と検査回数

「福島県飲料水の放射性物質モニタリング検査実施計画」に基づき、毎週水曜日に市内各浄水場の検査を行います。検査機関は福島県衛生研究所で、ゲルマニウム半導体検出器で検査を行います。

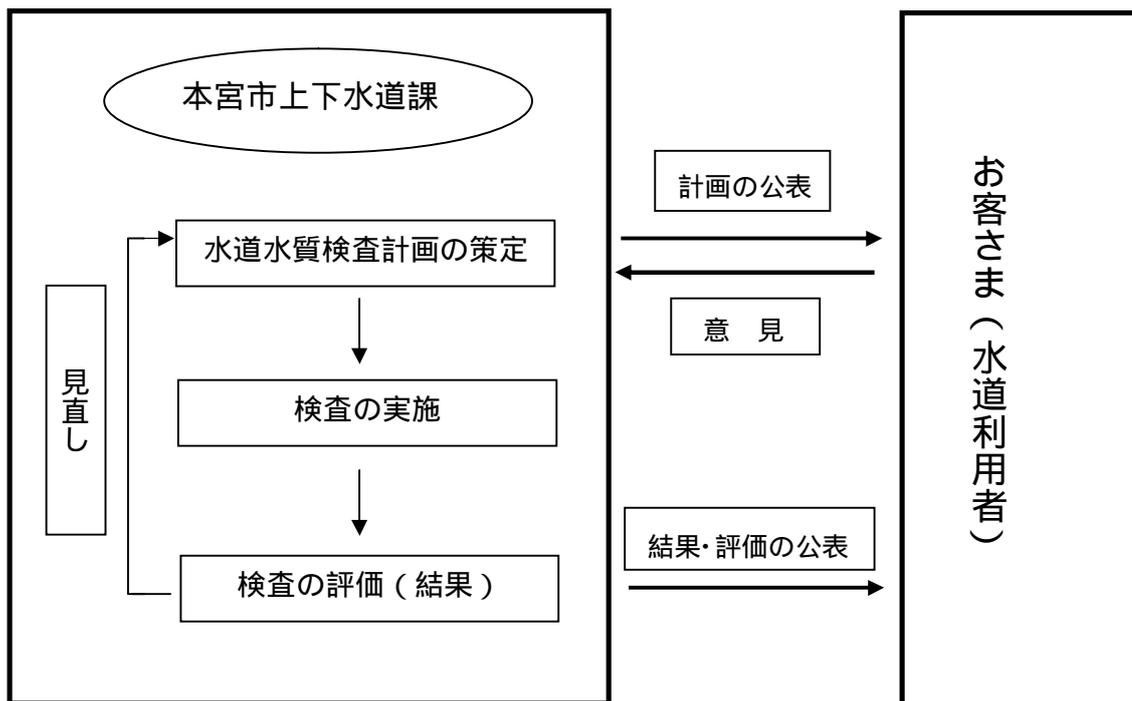
また、安全性確認のため、市独自にシンチレーションスペクトロメーターにより、毎週月曜日と金曜日に市内各浄水場の検査を行います。

(3) 検査結果

平成 23 年 4 月 5 日以降、放射性物質は検出されておりませんので、安心してご利用下さい。

9 . 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年作成し、検査結果と合わせて、本宮市ホームページ等で公表します。



10．水質検査結果の評価

水質検査結果に基づきそれぞれの項目について評価し、その結果を水質検査計画に反映させ、より安全で安心な水道水の水質確保に努めます。

11．水質検査の精度と信頼性保証

各検査機関で適切な精度管理が行われているか確認し、水質検査結果の信頼性の向上に努めます。

12．関係者との連携

水質事故等が発生した場合には、福島県県北保健福祉事務所と連絡をとり事故の状況を報告するとともに、事故処理に必要な情報・助言を受け速やかに対処します。また、水質検査委託機関とも連携を図り、安全を確認するための検査を的確に行います。

〒969-1192

本宮市本宮字万世2 1 2 番地

本宮市 建設部 上下水道課

TEL 0243-24-5412

FAX 0243-63-1131